

貨物概要

先端部分が円錐形に加工された長さ 14.5 cm、外周 4.5 cmのすりこぎ様の木製棒状のもの。外周部分には溝が彫られており、円錐形に加工した先端部分の反対部分には指を通して持つためのキーリングが付いている。携帯護身具として使用される。

**分類**

関税率表第 9304.00 号（統計番号 9304.00-000）のその他の武器

分類理由

個人の護身用のためのものと認められ、かつ、その仕様から、関税率表解説第 93 類総説に同類に含まれるものとして規定される「個人の護身用...に使用する武器...」に該当するものです。また、その形状、仕様から他の項には該当しないため、その他の武器として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）